



許可番号第00150004839号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道滝川市東町一丁目1番9号

氏 名 空知興産株式会社 代表取締役 小田 真人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年7月8日

許可の有効年月日 平成35年7月7日



1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（詳細は別紙2のとおり）。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成10年7月8日許可の更新
- 平成14年11月22日変更許可（積替保管の追加）
- 平成15年7月8日許可の更新
- 平成16年11月30日変更許可（廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、pH2.0以下の廃酸、

pH12.5以上の廃アルカリ、廃石綿等、指定下水道汚泥（有害物質（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン：化合物を含む。）の基準を超えているもの）、廃酸・廃アルカリ・汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（以上4種類は有害物質（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン：化合物を含む。）の基準を超えているもの）、鉍さい及び鉍さいを処分するために処理したもの（有害物質（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン：化合物を含む。）の基準を超えているもの）、燃え殻（有害物質（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン：化合物を含む。）の基準を超えているもの）、ばいじん（有害物質（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、

（空知総合振興局）

(別紙1)

許可番号 第00150004839号
許可業者の名称 空知興産株式会社

砒素、セレン(化合物を含む。)の基準を超えているもの)、廃油(有害物質(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)の基準を超えているもの)、廃棄物焼却炉で焼却に伴い生じたばいじん・燃え殻、排ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉で焼却に伴い生じた汚泥(ダイオキシン類の基準を超えているもの)の追加。)

平成20年 7月 22日許可の更新

平成25年 6月 6日事業の一部廃止届出(積替保管の削除)

平成25年 7月 8日更新時変更許可(指定下水道汚泥(有害物質1,4-ジ オキサンの基準を超えているもの)、廃酸・廃アルカリ・汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(以上4種類は(有害物質1,4-ジ オキサンの基準を超えているもの)、廃油(有害物質1,4-ジ オキサンの基準を超えているもの)、ばいじん(有害物質1,4-ジ オキサンの基準を超えているもの)の追加

平成30年 7月 8日許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無 許可番号
市名

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(空知総合振興局)

(別紙2)

許可番号 第00150004839号
許可業者の名称 空知興産株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉱さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石綿							○							
アルキル水銀化合物				○	○			○			○	○	○	○
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）				○	○			○			○	○	○	○
カドミウム又はその化合物					○	○		○	○		○	○	○	○
鉛又はその化合物					○	○		○	○		○	○	○	○
有機燐化合物					○						○	○	○	○
六価クロム化合物					○	○		○	○		○	○	○	○
砒素又はその化合物					○	○		○	○		○	○	○	○
シアン化合物					○						○	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	○	○	○											
トリクロロエチレン					○					○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン					○					○	○	○	○	○
ジクロロメタン					○					○	○	○	○	○
四塩化炭素					○					○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン					○					○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン					○					○	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン					○					○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン					○					○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン					○					○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン					○					○	○	○	○	○
チウラム					○						○	○	○	○
シマジン					○						○	○	○	○
チオベンカルブ					○						○	○	○	○
ベンゼン					○					○	○	○	○	○
セレン又はその化合物					○	○		○	○		○	○	○	○
1,4-ジオキサン					○			○	○		○	○	○	○
ダイオキシン類					○			○	○		○	○	○	○

(空知総合振興局)